

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
1	助成金について (全般)		とよなか保育士応援手当・とよなか保育士歓迎一時金の違いを教えてください。	<p>どちらも保育士資格をお持ちの方で、豊中市内の民間保育施設等に新たに勤務する方が対象ですが、下記の違いがあります。</p> <p>■とよなか保育士応援手当 新卒・未経験の方、復職した方、直近で他市での保育経験がある方。</p> <p>■とよなか保育士歓迎一時金 新たに「近隣地域外」から転入した方。(保育経験は問いません。) ※大阪府内全域・兵庫県の一部地域・京都府の一部地域からの転入は対象外。 募集案内2ページをご確認ください。</p>
2			令和3年(2021年)に支給要件が拡大したとありますが、具体的にはどう変わりましたか？	<p>支給要件の拡大については、下記のとおりです。</p> <p>■共通(応援手当・歓迎一時金とも) 対象年齢を、40歳未満から45歳未満に引き上げました。</p> <p>■応援手当のみ 保育士資格の取得時期や学校等の卒業時期の制限を廃止し、新たに保育士資格を取得したものの保育未経験の方や、結婚や出産等により一度退職したが復職した方も対象になります。</p>
3	対象者について (全般)		以前、とよなか保育士助成金(応援手当)を受給していましたが、1年間勤務した後に退職し、他市の保育施設に就職したものの離職。今回、再び豊中市の保育施設に就職しました。助成金(応援手当)の対象になりますか？	過去に同じ助成金の交付確定を受けたことがある方(勤務実績に基づいて、応援手当を支給された方)は、対象外になります。
4			以前、とよなか保育士助成金(歓迎一時金)の支給決定者として交付認定を受けましたが、入社して10か月勤務後、退職したため歓迎一時金は受給していません。その後、遠方の保育施設に就職したものの離職。今回、再び豊中市の保育施設に就職しました。助成金(歓迎一時金)の対象になりますか？	過去に受給されていない方は対象となります。 過去に同じ助成金の交付確定を受けたことがある方(勤務実績に基づいて、歓迎一時金を支給された方)は対象外になります。
5			令和5年(2023年)4月1日以前に就職しました。助成金の対象になりますか？	令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日の期間に採用された方が対象ですので、第6次募集の対象にはなりません。
6			令和6年(2024年)4月2日に採用予定です。募集の対象になりますか？	今回は令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日の期間に採用された方が対象ですので、第6次募集の対象にはなりません。
7			新しく「豊中市内の家庭保育所」に就職しました。助成金の対象になりますか？	今回の対象となる市内民間保育施設等に該当しますので対象となります。
8		新しく豊中市庄内一時保育事業実施施設(または、北部一時保育事業実施施設)に就職しました。助成金の対象になりますか？	今回の対象となる市内民間保育施設等に該当しますので対象となります。	

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
9	対象者について (全般)		新しく認可外保育施設に就職しました。助成金の対象になりますか？	家庭保育所、豊中市庄内及び北部一時保育事業を実施する施設以外の認可外保育施設は、助成金の対象外になります。
10			新しく事業所内保育施設に就職しました。助成金の対象になりますか？	「事業所内保育施設」は助成金の対象外になります。とよなか保育士助成金要綱第1項第3条(2)に示す「民間保育施設等」に該当しないため。
11	対象者について (全般)		公立こども園に就職しました。助成金の対象になりますか？	今回は民間保育施設等が対象となることから、公立こども園は対象外になります。
12			新たに豊中市内の民間保育施設に就職し、施設長(園長・所長など)になりました。助成金の対象になりますか？	今回の制度の趣旨として、実際に保育にあたる保育士を確保することが目的であることから、施設長については、助成金対象外になります。
13			新たに豊中市内の民間保育施設に就職し、副園長・副所長になりました。助成金の対象になりますか？	今回の制度の趣旨として、実際に保育にあたる保育士を確保することが目的であることから、実際に保育にあたる副園長・副所長については、助成金対象になります。
14			幼稚園免許は持っていますが、保育士資格はありません。助成金の対象になりますか？	今回の制度は保育士資格がある方が対象のため、幼稚園教諭免許のみの場合は、助成金の対象外になります。
15			令和6年(2024年)4月1日時点では豊中市民ではありませんでしたが、申込期日の令和6年(2024年)5月30日までに豊中市に転入しました。助成金の対象になりますか？	今回は令和6年(2024年)4月1日時点で豊中市の住民基本台帳に登録されている方が対象となることから、令和6年(2024年)4月2日以降豊中市に転入された方は対象外になります。
16			パートとして市内保育施設で保育士として働いています。令和6年(2024年)4月1日より正規職員として同じ施設で継続して働くことになりました。助成金の対象になりますか？	現在市内保育施設で働いている方が引き続き同じ施設で働く場合、助成金の対象外になりません。新たに市内の民間保育施設等に勤務される方が対象となります。
17			無資格ですが市内の認可保育施設で働いています。保育士資格を取得し、令和6年(2024年)4月1日から保育士として引き続き同じ施設で働くことになりました。助成金の対象になりますか？	現在市内保育施設で働いている無資格の方が引き続き同じ施設で保育士として働く場合、新たに市内の民間保育施設等に保育士として採用されたことが証明可能であれば、助成金の対象になります。
18			青森県の認可保育施設で勤務していましたが、同一事業者が運営する豊中市内の認可保育施設へ異動しました。助成金の対象になりますか？	同一事業者内における異動によって豊中市内の認可保育施設で勤務することになった場合、助成金の対象外になります。新たに採用された方が対象になります。
19			新たに豊中市内の民間保育施設に就職し、豊中市内に引っ越しましたが、住民票は前住所のままにしています。助成金の対象になりますか？	豊中市の住民基本台帳に登録されていることが条件のため、助成金の対象外になります。
20				外国籍ですが対象になりますか？

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
21	対象者について (応援手当)	新卒・未経験	幼稚園で幼稚園教諭として働いていたことがあり、当時は保育士資格がありませんでしたが、新たに保育士資格を取得しました。応援手当の【新卒・未経験】に該当しますか？	応援手当の【新卒・未経験】に該当します。
22			認可保育施設で子育て支援員として働いていたことがあり、当時は保育士資格がありませんでしたが、新たに保育士資格を取得しました。応援手当の【新卒・未経験】に該当しますか？	応援手当の【新卒・未経験】に該当します。
23			幼稚園で幼稚園教諭として働いていました。保育士資格も取得しているため、新たに豊中市内の民間保育施設等に保育教諭として採用されました。応援手当の【新卒・未経験】に該当しますか？	保育士資格を取得しているため、応援手当の【新卒・未経験】に該当します。
24	対象者について (応援手当)	復職	豊中市内の保育施設で勤務し、退職して5年後に同じ園に復帰しました。【復職】に該当しますか？	【復職】は市内施設から市内施設への復帰・就職も対象です。同じ園に復職した場合も同様に対象になります。
25			「5年以上のブランク」とはいつからいつまでの期間を指しますか？	最終の保育経験における退職日から今回採用日までの期間を指します。
26			5年以上のブランク期間に保育以外のアルバイト・パートをしていましたが、対象になりますか？	ブランク期間の就労内容が保育業務以外であれば対象になります。
27			5年以上のブランク期間に保育士としてアルバイトをしていましたが、対象になりますか？	就労内容が保育業務の場合は、ブランク期間に該当しないため、対象外となります。
28		市外からの転職	派遣会社から豊中市外の認可保育施設に派遣され勤務していましたが、豊中市内の認可保育施設に派遣先が変更になりました。【市外からの転職】に該当しますか？	派遣会社による派遣先の変更は、市内認可保育施設へ新規採用されたこととはならず、【市外からの転職】には該当しません。
29			派遣会社から豊中市外の認可保育施設に派遣され勤務していましたが、派遣会社を辞め、新しく豊中市内の認可保育施設に就職しました。【市外からの転職】に該当しますか？	前職を認可保育施設で保育士として勤務されており、今回新しく市内の認可保育施設に採用されたことから、【市外からの転職】に該当します。
30	以前、豊中市外の保育施設で勤務していましたが、5年以上のブランクがあって豊中市内の保育施設で新たに勤務しました。【復職】と【市外からの転職】のどちらに該当しますか？		【市外からの転職】に該当します。	
31	豊中市内のA保育施設と市外のB保育施設の2か所で兼職をしていました。今回新たに市内のC保育施設で採用された場合、【市外からの転職】に該当しますか？		市外施設での兼職経験は【市外からの転職】に該当しません。	
32	応援手当の「豊中市外」とは、全国各地を指しますか？		全国各地をさします。豊中市外のすべての地域が対象です。	

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
33	対象者について (応援手当)	市外からの転職	「最終の保育経験」とは何ですか？	新たに豊中市内の民間保育施設等に勤務する前に勤務していた最終勤務先のことを指します。なお、「保育経験」の具体的なケースは次(No.34～43)のとおりです。
34	対象者について (応援手当)	保育経験	【復職】や【市外からの転職】の要件にある「保育経験」はどんなケースが該当しますか？	【復職】や【市外からの転職】の要件にある「保育経験」は、下記のケースが該当します。 なお、勤務時間数は問いません。 下記の①～⑤の施設(民間保育施設等)に保育士または保育教諭として勤務していた場合、対象になります。 ①認可保育所 ②認定こども園 ③小規模保育事業実施施設 ④家庭保育所 ⑤豊中市庄内一時保育事業実施施設または北部一時保育事業実施施設 ※⑤は【復職】のみ該当
35			幼稚園に勤務しており、今回認定こども園に保育教諭として採用されました。応援手当の対象になりますか？	保育士資格あり＝応援手当の【新卒・未経験】でお申込みください。 保育士資格なし＝今回の制度は保育士資格がある方が対象のため、幼稚園教諭免許のみ場合は、助成金の対象外になります。
36			幼稚園に勤務していました。「保育経験」に該当しますか？	幼稚園での勤務経験は「保育経験」に該当しません。
37			保育士資格を取得しており、ベビーシッターを委託されて行っていました。「保育経験」に該当しますか？	民間保育施設等での保育経験が対象であるため、ベビーシッターの経験は「保育経験」に該当しません。
38			保育士資格を取得しており、自宅できょうだい・友人の子どもを預かっており、報酬をもらっていました。「保育経験」に該当しますか？	民間保育施設等での保育経験が対象であるため、自宅での託児保育の経験は「保育経験」に該当しません。
39			保育士資格を取得しており、認可外保育施設で働いていました。「保育経験」に該当しますか？	認可外保育施設等での勤務経験は「保育経験」に該当しません。
40			保育士資格を取得しており、学童保育(放課後こどもクラブなど)で働いていました。「保育経験」に該当しますか？	学童保育(放課後こどもクラブなど)での勤務経験は「保育経験」に該当しません。
41			保育士資格を取得しており、自宅で保育所を開設していました(認可外)。「保育経験」に該当しますか？	自宅での保育所開設の経験は「保育経験」に該当しません。
42			認可保育施設で保育士として働いていましたが、週30時間を切る勤務でした。「保育経験」に該当しますか？	認可保育施設で保育士として勤務されていた場合、前職の勤務時間数は問いませんので「保育経験」に該当します。
43			保育士資格を取得していますが、認可保育施設で技能員・看護師として働いていました。「保育経験」に該当しますか？	技能員・看護師としての勤務は「保育経験」に該当しません。 ただし、初めて保育士として新たな保育施設等に採用された場合は、【新卒・未経験】に該当し、応援手当の対象になります。

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
44	対象者について (応援手当)	その他	池田市に住んでいましたが、豊中市内の民間保育施設に就職し、豊中市内に引っ越しました。応援手当の対象になりますか？	令和6年(2024年)4月1日時点で豊中市内へ転入・住民となり、令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日までに豊中市内の民間保育施設等に採用された場合は、応援手当の対象になります。
45	対象者について (歓迎一時金)		池田市に住んでいましたが、豊中市内の民間保育施設に就職し、豊中市内に引っ越しました。歓迎一時金の対象になりますか？	歓迎一時金は、大阪府全域や神戸市、京都市などの近隣地域以外から転入した方が対象のため、対象外になります。 ※詳しくは募集案内2ページをご覧ください。
46			青森県に住んでいましたが、豊中市内の民間保育施設に就職し、豊中市内に引っ越しました。歓迎一時金の対象になりますか？	近隣地域以外の地域から豊中市内に転入し、令和5年(2023年)4月2日から令和6年(2024年)4月1日までに民間保育施設に就職された場合は、歓迎一時金の対象になります。(青森県は近隣地域以外の地域に該当します。)
47			保育士資格は取得していますが、保育経験はありません。歓迎一時金の対象になりますか？	歓迎一時金の申込要件に「保育経験」は必要ありませんので、対象になります。
48	申込について		応援手当・歓迎一時金の両方を申込むことはできますか？	申込要件をお読みいただき、条件を満たしていれば可能です。
49			他の支援制度(大阪府の貸付制度など)と併用することはできますか？	申込要件をお読みいただき、条件を満たしていれば可能です。
50			申込むにはどうしたらいいですか？	「市ホームページからの電子申込」または「郵送・窓口」でお申込みください。
51			申込むときの準備書類、提出書類を教えてください。	以下のとおりです。 ■とよなか保育士応援手当 ・とよなか保育士助成金交付申込書(様式第1号) ・経歴に関する証明書(様式第2号) ・保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の場合は、「保育士登録済み通知書」の写し ■とよなか保育士歓迎一時金 ・とよなか保育士助成金交付申込書(様式第1号) ・経歴に関する証明書(様式第2号) ・保育士証の写し ※保育士証発行手続き中の場合は、「保育士登録済み通知書」の写し
52		申込用紙はどこでもらえますか？	豊中市役所こども未来部こども事業課(第二庁舎3階)の窓口で配布しているほか、豊中市ホームページからもダウンロードできます。なお、郵送対応はしておりません。	
53	審査・決定通知について		支給決定者はどのようにして決まりますか？	提出書類の内容が適正であるかを審査し、助成金の交付または不交付を決定します。審査の結果が「交付」となった方を支給決定者といいます。

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
54	審査・決定通知について		家庭状況を含めて審査されることはありますか？	家庭状況を含めた審査・決定を行うことはありません。
55			支給決定の可否はどのようにして通知されますか？	とよなか保育士助成金審査結果通知書(様式第3号)の送付をもって通知します。
56	支給・請求について		助成金の支給方法を教えてください。	この助成金は、支給決定後、支給対象期間に勤務したことの証明をもとに交付額を確定し、支給決定者からの請求書をもとに支給します。 なお、応援手当と歓迎一時金の支払方法が下記のとおり異なります。 詳しくは募集要項をご確認ください。 【とよなか保育士応援手当】 半年ごとの勤務実績に基づき、4月、10月にご請求いただき、6か月分(12万円)を一括して支払います(支払いは最大36ヶ月)。 【とよなか保育士歓迎一時金】 令和6年(2024年)4月1日から1年間の勤務実績に基づいて、ご請求いただき、歓迎一時金10万円を一括で支払います(支払いは1回限りです。)
57			助成金はどのようにして支払われますか？ 給料と一緒に振り込まれますか？	勤務先からの給料とは別に、市からご本人が指定する口座に振り込まれます。
58			助成金を請求するときの提出書類を教えてください。	提出書類は以下のとおりです。 (請求時期に別途ご案内と様式を支給決定者に郵送します) ■とよなか保育士応援手当 ・勤務証明書(様式第4号) ※豊中市内の施設で支給対象期間に勤務したことの証明 ・とよなか保育士助成金請求書(様式第6号) ■とよなか保育士歓迎一時金 ・勤務証明書(様式第4号) ※豊中市内の施設で令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日の1年間 継続して勤務したことの証明 ・とよなか保育士助成金請求書(様式第6号)
59			請求用紙はどこでもらえますか？	請求時期に別途ご案内と様式を支給決定者に郵送します。 記入間違いがあった時など、豊中市ホームページからもダウンロードできます。
60			募集案内に記載されている請求期間に書類を提出しなかった、または遅れた場合は支給してもらえますか？	郵便トラブル等による遅延を含め、請求期間を過ぎた場合には、支給いたしません。期日までにご提出をお願いいたします。
61	交付決定後の変更について		氏名を変更しました。どうしたらいいですか？	すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。なお、支給額の減額はありません。

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
62	交付決定後の変更について		交付決定後、豊中市内で引っ越しました。どうしたらいいですか？	すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。なお、支給額の減額はありません。
63			交付決定後、豊中市外に転出しました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が終了する事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。市外に転出した場合は、助成金の決定の一部取り消しや支給額を減額することがあります。また、場合によっては支給済みの助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
64			交付決定後、勤務時間が週30時間を切ってしまいました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が終了する事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。勤務時間が週30時間を切る場合、助成金の決定の一部取り消しや支給額を減額することがあります。また、状況によっては支給済みの助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
65			交付決定後、妊娠し、出産休暇・育児休業を取得することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が一部停止となる事由に該当します。事前に豊中市までご相談のうえ、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。場合によっては支給済みの助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
66			育児休業を取得していましたが、復職することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が再開される事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。出産休暇取得直前まで支給要件を満たしていた方が、支給停止前と同じ施設で(同一法人で市内の助成金対象施設への異動含む)週30時間以上保育士として復職した場合、支給が再開されます。助成金の支給期間は、停止前の支給期間を含め、最大36か月です。ただし、復職時に本制度が終了していた場合はその限りではありません。
67			交付決定後、退職することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が一部停止となる事由に該当します。事前に豊中市までご相談のうえ、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。場合によっては支給済みの助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。
68			退職していましたが、復職することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が再開される事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。退職直前まで支給要件を満たしていた方が、支給停止前と同じ施設で(同一法人で市内の助成金対象施設への異動含む)週30時間以上保育士として勤務した場合、支給が再開されます。助成金の支給期間は、停止前の支給期間を含め、最大36か月です。ただし、復職時に本制度が終了していた場合はその限りではありません。
69			交付決定後、支給期間内に勤務していたA保育施設を退職し、新たに市内のB保育施設(認可)で就職することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が終了する事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。なお、市内で勤務地が変更になった場合は、A保育施設での勤務期間のみが支給対象となります。B保育施設での勤務期間に対しては支給しません。
70			交付決定後、支給期間内に勤務していたZ事業者が運営するB保育施設から、同じ事業者が運営する市内のC保育施設(助成金対象保育施設)へ異動することになりました。どうしたらいいですか？	すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。なお、同一法人内で勤務地(移動先も市内の助成金対象保育施設)が異動になった場合は、支給額の減額はありません。
71			交付決定後、支給期間内に勤務していたZ事業者が運営するB保育施設から、同じ事業者が運営する市内のD保育施設(認可外)へ異動することになりました。どうしたらいいですか？	助成金の支給が終了する事由に該当します。すみやかに、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。なお、市内で勤務地が変更になった場合は、B保育施設での勤務期間のみが支給対象となります。D保育施設での勤務期間に対しては支給しません。

とよなか保育士助成金FAQ(よくある質問)【第6次募集】

No.	大項目	中項目	質問	回答
72	交付決定後の変更について		支給額が減額になったとき、支給額はどのように算出されますか？	<p>支給額が減額になったときの支給額の算出方法は以下のとおりです。</p> <p>■応援手当 月の過半期間を勤務していれば、月額2万円全額支給します。</p> <p>■歓迎一時金 支給額10万円を一括で支払うため、支給額の減額はありません。 ただし、1年間継続して勤務することが条件のため、支給対象期間中に支給要件を満たさなくなった場合は支給しません。 ※令和7年(2025年)3月に関しては、月の過半期間を勤務していれば支給対象となります。</p>
73			応援手当について、令和6年(2024年)4月1日に採用され、令和6年(2024年)9月20日に退職しました。その際、支給額の減額がありますか？	9月分の支給額について、月の過半期間を勤務しているので全額支給対象となり、支給額の減額はありません。そのため、支給額は4月～9月分の12万円になります。なお、退職する場合は、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。
74			応援手当について、令和6年(2024年)4月1日に採用され、令和6年(2024年)9月2日に退職しました。その際、支給額の減額がありますか？	4月～8月分は満額支給されますが、9月分については月の過半期間を勤務していないので、支給しません。そのため、支給額は4月～8月分の10万円になります。なお、退職する場合は、とよなか保育士助成金状況変更届(様式第7号)をご提出ください。
75	その他		申し込みましたが不交付になりました。次回の募集時に再度申し込むことはできますか？	次回の募集においては申込要件を満たさないため、申し込むことはできません。
76			助成金は課税対象で、確定申告が必要ですか？	<p>応援手当と歓迎一時金は、「雑所得」に該当し、課税対象となりますので、確定申告が必要です。</p> <p>しかし、確定申告については、確定申告の必要性の有無が個人の所得状況により異なるため、詳細についてはお近くの税務署にご相談ください。</p> <p>なお、本市では、応援手当と歓迎一時金を支給の際に、所得税の源泉徴収を行いません。</p>
<p>※ この助成金は「実績払い」です。</p> <p>※ 支給の有無については、交付確定または不交付確定時の要綱とFAQを判断基準とします。 (育休・産休・休職については、令和5年度(2023年度)以降交付確定日より支給停止期間を設けています)</p>				